型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3285	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　６ＡＡＭ　20ＡＦＸＳ５	レクサス　６ＡＡ－ＭＺＡＨ11	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀Ｇ－3286	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　６ＡＡＭ　20ＡＦＸＳ６	レクサス　６ＡＡ－ＭＺＡＨ16	〃

○国土交通省告示第六百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年一月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3287	一酸化炭素等発散防止装置　ＴＭＴ　３ＤＦ－２ＧＤ－ＦＴＶ	ＴＭＴ　３ＤＦ－ＧＵＮ125	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年三月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 153 Ｒ 00／03＊0016＊ 00	Ｒ153　後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年三月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 158 Ｒ 00／02＊0015＊ 00	Ｒ158　後退時車両直後確認装置　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年三月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊34Ｒ03／03＊0054＊00	Ｒ34－４　燃料タンク及び燃料タンク取付装置　トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ　Ｇ６（ＪＰ）	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年三月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3296	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＬ　Ｓ３Ｐ　ＰＹ－５ＬＡ１	マツダ　５ＬＡ－ＫＬ５	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊀Ｇ－3297	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＬ　Ｒ３Ｐ　Ｔ３－３ＣＡ１	マツダ　３ＣＡ－ＫＬ３	〃
㊀Ｇ－3298	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＬ　Ｐ　Ｔ３－３ＤＡ１	マツダ　３ＤＡ－ＫＬ３	〃

○国土交通省告示第六百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年三月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3299	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　３ＢＦ－ＱＲ20－７Ｅ26Ｂ	ニッサン　３ＢＦ－ＶＲ２Ｅ26いすゞ　３ＢＦ－ＪＶＲ２Ｅ26	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第六百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／02＊0053＊ 00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＡＮ１Ｐ（ＪＰ，ｔｈ）	トヨタ　ＡＮ１Ｐ（ＪＰ，ｔｈ）	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／02＊0052＊ 00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＡＮ１Ｐ（ＪＰ，ｓａ）	トヨタ　ＡＮ１Ｐ（ＪＰ，ｓａ）	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年四月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌